

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 松崎 みどり 執行委員長から、平成29年10月19日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成29年10月20日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

年末一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

平成29年10月30日（月）午前零時以降、要求書解決に至る間。

3 争議行為の施設（次の病院・事業所）

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 水戸市城南 3-15-17 | 茨城保健生活協同組合本部 |
| (2) 水戸市城南 3-15-17 | 城南病院 |
| (3) 水戸市城南 3-15-8 | 城南病院附属クリニック |
| (4) 水戸市白梅 3-13-8-201 | 訪問看護ステーション虹 |
| (5) 水戸市白梅 3-13-8-201 | 城南居宅介護支援事業所 |
| (6) 水戸市平須町 1819 | 水戸共立診療所 |
| (7) 水戸市住吉町 57-2 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所そらいろ |
| (8) 取手市新町 3-13-11 | あおぞら診療所 |
| (9) 牛久市ひたち野東 3-24-3 | 住宅型有料老人ホームにれの家 |
| (10) 取手市青柳 480-2 | 生協くらしのサポートセンター青柳 |

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- | | | |
|------------------|-------|--------|
| (1) 茨城民主医療機関労働組合 | 執行委員長 | 松崎 みどり |
| (2) いばらきあおぞら労働組合 | 執行委員長 | 小川 智子 |